

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
彦岐市	那賀地区 (中野郷西触・中野郷本村触・中野郷仲触・中野郷東触・湯岳本村触・湯岳今坂触・湯岳興触・住吉山信触・住吉東触・住吉前触・住吉後触・国分川迎触・国分本村触・国分東触・国分当田触)	R4.1.14	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	448.09 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	304.61 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	257.21 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	40.25 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	17.81 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	35.198 h a
(備考)	

## 2 対象地区の課題

那賀地区は、集落営農法人3法人（農事組合法人 芦辺湯岳・すみよし・こくぶ）、集落営農組織1組織（当田梅ノ木生産組合）が活動している。

認定農業者は肉用牛主体の経営が多く、法人化した大規模な繁殖・肥育一貫経営体も存在する。また、施設園芸（いちご・アスパラガス等）の個人経営体も多い。

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、後継者が不在となり出し手となる農地が多くなる可能性もあるため、法人化した経営体を中心に農地の効率的利用を推進していく必要がある。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中野郷西触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

中野郷本村触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

中野郷仲触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

中野郷東触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

湯岳本村触の農地利用は、集落営農法人の（農）芦辺湯岳を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

湯岳今坂触の農地利用は、集落営農法人の（農）芦辺湯岳を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

湯岳興触の農地利用は、集落営農法人の（農）芦辺湯岳を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

住吉山信触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

住吉東触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

住吉前触の農地利用は、集落営農法人の（農）すみよしを中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

住吉後触の農地利用は、集落営農法人の（農）すみよしを中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

国分川迎触の農地利用は、集落営農法人の（農）こくぶを中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

国分本村触の農地利用は、集落営農法人の（農）こくぶを中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

国分東触の農地利用は、集落営農法人の（農）こくぶを中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

国分当田触の農地利用は、集落営農組織の当田梅ノ木生産組合を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、191筆 185,027㎡となっている。
共同化に向けた取り組み 21型圃場整備地区の芦辺湯岳では集落営農法人による先進的な経営が行われている。 その他、国分地区、住吉地区でも集落営農による機械導入等や共同作業が進んでいる。
農地中間管理機構の活用方針 芦辺湯岳・国分・住吉地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
後継者・新規参入者確保に向けた取組方針 農業従事者の減少を見据え、後継者の確保・育成を図り、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。
基盤整備への取組方針 地区全体で、小規模な基盤整備は検討・推進する。
新規・特産化作物の導入方針 米、麦、飼料作物等の土地利用型作物以外に、集落営農法人を中心に収益性の高いたまねぎ・アスパラガスなどの園芸作物の生産に取り組まれている。
鳥獣被害防止対策の取組方針 —